キエフ府主教ヨアン2世の『カノン回答集』

―中世ルーシへの導入のあり方を中心に―

宮 野 裕

On "the series of Answers" of Metropolitan Ioann II of Kiev

Yutaka MIYANO

Abstract

In this article, the auther reviewed "the series of Answers" by Metropolitan Ioann II of Kiev (11th. century) and reached the following conclusions:

- 1. Metropolitan Ioann II took a strict attitude not only against the paganism of the Slavs (as Nazarenko states), but also about the discipline of clergy and monks and the basis of faith. On the other hand, he was basically flexible on family issues.
- 2. Regarding punishment, unlike that of Byzantine, it focused on correction and re-education. However, priests and monks were banished and deprived of their ranks.

Key words

府主教ヨアン2世 回答集 教会法 ルーシ

はじめに

中世ルーシへの教会法(現実にはビザンツ及び東方教会で通用した教会法規の体系)の導入の問題は非常に興味深いものの、ある部分ではギリシア語と古ルーシ語の双方に通じることが研究者に求められ、またテクストそのものが難解であることもあり、多くの研究者の努力にもかかわらず、複雑な法テクストの整理さえ中々進んでいないと言ってよい。以下本稿では、11世紀後半にビザンツから到来してキエフ府主教座に着任したヨアン(2世。在位1073以降~89年)がビザンツの教会法を土台にして古ルーシ語で「作成した『カノン回答集』(『カノン規則』或いは『カノン回答』とも呼ばれる)を題材に、中世ルーシへの法の導入について考えてみたい。尚、この『回答集』はその後、ルーシ教会法の大法文集であるコルムチャヤ・クニーガ(『舵の書』)に入り、その後のルーシやロシアにおいて諸問題の解決、検討時に参照されることになるのだが、そうしたコルムチャヤ 伝来の非ビザンツ由来法のうちの最古のものが『回答集』である。2。

先行研究と課題

この『回答集』に関連する先行研究においては、そのテクストの成立史 3 や著者ヨアンその人に関する研究が圧倒的に多い 4 。その一方で『回答集』の内容や狙い、また歴史的役割についての考察は少ない。

本稿で扱う導入の問題に先鞭を付けたのは19世紀の教会史家マカーリー(『ロシア教会史』(1857

^{*} miyano@gifu.shotoku.ac.jp

年)。但し本稿ではその改版である 1889 年の第三版に依拠する) である。彼は『回答集』の内容が、1) 信仰、聖務、教会聖物、それへの敵対、2) 聖職者ヒエラルヒー、聖職者の権利と義務、3) 結婚、家族、家庭問題、4)カトリック、ユダヤ、異教徒等へ取るべき態度の問題に大別されること、また『回答集』 は一般法のルーシの地方的土壌への導入の局面であることを指摘した 5。

マカーリーのこの指摘の後、長い間、『回答集』の導入に関する議論は進まなかったが、2010 年にアレクサンドル・ナザレンコがようやく議論を進めた。彼はマカーリーの指摘を受け入れつつ、導入の際の特徴を具体化した。彼によると、ヨアンは主にビザンツの教会法を引用しながらも、罰則に関してはビザンツの厳しい身体刑のルーシへの直接的な持ち込みを阻止しようとした。その一方で『回答集』はキリスト教がまだ十分に強化されていない状況を背景として作成されており、ヨアンは根強く残る (スラヴ土着の)「異教慣習」には「譲歩をしなかった」ことを指摘した。他にも『回答集』ではルーシにとって不可欠の、異教徒 (カトリックやユダヤ人) との関係が定められていたり、或いは古ルーシに特徴的な木造教会堂の改築時の注意等が含まれており、ここには当時のルーシ社会が反映されているとした。さらには前任の府主教ゲオルギー(在位 1060 年代~70 年代)の著述で扱われる問題がヨアンによっても扱われていること、両者を比較するとゲオルギーの処罰に比べ、ヨアンの対応はやや厳しさに欠けることを指摘した 6 。

2013年には、ユーリー・オスペンニコフが『回答集』の再検討と各条の注釈の作成を行った 7 。2014年には別の研究にて彼は、『回答集』では違反者に対して厳罰の適用ではなく、むしろ矯正や再教育が重視されていること、また同一信仰者(つまり正教徒)を奴隷として売却することを禁じる点では教会法の適用というよりも道徳的な判断が行われている等の意見を述べた 8 。

こうした研究をまとめると、『回答集』の作成という形でのビザンツからの教会法の導入に際し、 ヨアンの『回答集』はおよそ次の2点で特徴的であった。第1にスラヴの異教慣習に屈しない態度を取った点、第2に、導入に際して身体刑の取り入れを見送り、また矯正や再教育を重視した点である。

本稿筆者の見立てでは、こうした図式はおよそ正しいと考えられるものの、更に詳細な検討が可能である。とりわけ教会法のルーシの土壌への導入について、ナザレンコが述べるように異教慣習については譲歩しなかったとするにせよ、他の案件では妥協が見られるのか、また厳罰の導入よりも矯正・再教育が重んじられたとする意見はどこまで妥当であるのか、といった点で検討の余地があるように思われる。

そこで以下では、主に以上二点について検討しながら、ルーシにおける教会法の導入の研究を一歩進めたい。尚、最後に『回答集』の和訳を試みた。

ここで遅ればせながらこの『回答集』について、概要を述べておこう。これは少なくとも形式的には、修道士ヤコフ某が府主教であるヨアンに対して課した各種の教会に関わる諸問題についての問いと、それに対するヨアンの回答からなっている(全 34 問)。ここでいう諸問題には、純粋な信仰の問題ばかりか、信徒管理を含む教区管理の問題も含まれており、それ故、『回答集』は家庭、結婚、飲酒等に関する考え方を見ることが出来る。

1 ルーシの現状への対処と臨機応変の対処

教会法のルーシへの導入に際しては、ルーシの地における実情が鑑みられたというのは十分に想定される。この点についてはテクストの伝来に取り組む研究者たちも認めるところである。そして

その上で、ナザレンコはルーシに根付いていたスラヴの異教慣習に対してはヨアンは譲歩をしな かったと述べるに至った。

そこで以下では、それも含めて、ヨアンはルーシの状況にどのように対処したのかを検討したい。 但し、その際に指摘しておかねばならないことがある。本稿筆者の見るところ、この対処について の議論には混乱がある。具体的に言えば、(1)ルーシの地の実態に鑑みた改定と、(2)教会法の臨機応 変(ルーシ固有の実情とは直接結びつかない)の適用という二つのケースが『回答集』では見受け られるのだが、先行研究ではこれが区別されていないのである。だが両者は性質が全く異なるので 区別せねばならないだろう。以下、具体的に検討しよう。

マカーリーの第三カテゴリー(家庭内問題) 9 に当たる問 1 では、新生児が病気にかかり、洗礼を受ける前の死亡が予期される場合に、そうした新生児に洗礼を授けて良いものか否かと問う修道士ヤコフに対し、ヨアンは、規則上、 3 才以上の子に洗礼を施すべきであるものの、緊急の場合にはそれ以前に洗礼を施してもよく、まさに死を迎えようとする子に対しては、即座に洗礼を施すことが出来るという回答を与えている 10 。こうした例は、上述の $^{(2)}$ (臨機応変)にあたるケースであり、ルーシにおける状況を考慮しての対応ではない。単純に法テクスト上の理念の現実への適用が問題になっているだけのことである。

以上は一例であるが、こうした(2)(臨機応変)のケースは『回答集』に相当数存在している。条 文順に見ていこう。問2では、教会法では、出産後の母親が「不浄」とされる40日の間には子に 母乳を与えてはならないとされるが、ヨアンは、赤子が死にかけるのであれば、母乳を与えても構 わないと述べている 11 。問 4 では、教会法においては聖体として種なしパンを使う人々、灰の水曜 日に血を流して絞殺した獣を食す人々との交流や共同礼拝、共卓が禁じられているが、ヨアン曰く、 それは過度に禁じられるべきでなく、キリスト者としての愛のためである場合には認められるべき とする 12。これもルーシにおける特別の事情が考慮されたというよりも、事情により、法の柔軟な 運用を認めていると言ってよい。但し、だからといってヨアンが、規定そのものを歪めているわけ では全くない。特別の事情がない場合には、文字通りの運用を指示している(「すべきではない」) からである。問20では、斎戒の期間において、母親が病気となり、子に対して斎戒を徹底出来な い場合には父親がそれを代行すべきであるとされている13。テクストとしては含まれていないが、 斎戒期間において子の生活管理を徹底させるのは母親の仕事であることが前提とされている。そう したなか、機に応じた対応をすべしという部分だけがテクストとして登場しているのである。マカー リーが家族、そして信仰の問題とカテゴライズした条文の多く(若干の例外は後述する)ではこう した対応が認められており、そのことを考慮するなら、当時の教会はゆるやかな監督を行っていた と考えることが出来よう。

このように、こうした臨機応変の対応は、基本的には俗人教区民の生活に関わる条項で認められている。他方で、マカーリーのいう第2のカテゴリー(聖職者ヒエラルヒー関連)に当たるもの、すなわち聖職者や修道士の行動に関する条項ではどうであろうか。キリスト教が導入されてまだ100年が経過しないこの時期、恐らくは聖職者の「正しい」振るまいが厳しく求められた背景があっただろう。以下でまずは教区聖職者に関するものを見ておこう。

言うまでもなく世間との関係を頻繁に、そして緊密に有していた教区聖職者の近くには日常的に女性が存在し、また彼らは俗人の宴会に招かれることもあった。こうした俗世と近い中での聖職者の「正しい振る舞い方」が『回答集』で扱われている。問 10 では、副輔祭(制度的には教会の聖職者とエラルヒーの外部)が教区聖職者とエラルヒーの最下位に位置する輔祭、或いはその上位に

当たる司祭への叙任を目指す場合、この者には妻帯が命じられている。これには例外規定はなく、仮に輔祭叙任後に独身であることが発覚するならば、その段階で取り急ぎ妻帯をしたにせよ、位階は失われるとヨアンは述べる 14 。また許可を得た上で世俗の宴に参加した司祭は、参加者に良き姿を示さねばならず、宴における遊興や「演奏付きの遊び」等への参加は禁じられ、それらが宴の最中に始まったならばそこから立ち去ることが勧められている 15 。また宴会に限った話ではないが、問 34 条では、飲み潰れる司祭が問題にされている 16 。こうした教区聖職者の処分に例外規定を設けて救うことはない(処罰方法については後述)。

更に修道士に関しても、ヨアンは教会法の厳格な運用を志向している。問 24 では修道士が宴席にて、女性を含む教区民と共卓を構えることについて、ヨアンは第 2 二ケーア公会議にてそれが認められていることを根拠にして共卓を許容している。但しそれは「霊的な完徳のため」であったり「必要なものが生じた」場合であった。更に遊興や卑猥な遊戯が始まる場合にはそれを忌避することが求められた 17 。問 12 では、修道院に入るために妻を俗世に残した修道士が、その後に司祭の位階を欲するようになった場合に、当該修道士が新たな妻を娶ったケースが問われている。ヨアンはこの修道士が司祭となる資格を喪失すると述べている 18 。ここにも妥協する姿はない。また問25 では修道院外に出る修道士を、カルケドン公会議の規定に基づき教会罰に付すべきと述べているが、ここにも例外規定はない 19 。最後に、問 29 によると、修道院においては宴が催され、そこでは世俗の男女が招かれ、盛り上がることがあったという。そのようなことはそもそも非難されるべきものであって、ヨアンによるところ、許容する余地は全くないという 20 。

但し、聖職者や修道士を対象にする回答であっても、信仰や教会組織と直接関わらない場合、ヨアンは臨機応変の態度を取ることを許している。間 14 では、非常に寒い冬に、聖務を行う聖職者が革の内着を着用することを認めている。この点は、ルーシの生活条件への一般法の適合と見なしうるものであるが、しかし間 14 では末尾で「ギリシアでも」認められるとの但し書きがある 21。従って、ルーシの寒い環境の中から出てきた質問に対する回答でありながらも、本間は一般法を変更しているわけではないことは確認しておこう。他にも間 33 では、絹の衣服を着る司祭について、第六公会議の規則を引用しながらヨアンは「無作法な衣装」を着用しないことを原則とし、黒衣を勧めるものの、持ち合わせがなければ白衣も認めている 22。

このように、聖職者や修道士に対しては、特に信仰や儀式に関連する限りにおいては、柔軟に実態に合わせようとする態度は見られないのである。しかしそこから離れると、柔軟な対応も見られるのである。

次に、マカーリーのいう第1のカテゴリー、信仰案件について見てみよう。まずは問7において、呪術や妖術行為(「スラヴの異教」)に対する許容は全くない。話題は即座に処罰のあり方に移っている 23 。続いて問9では、教会の晩課時に「主よ復活せよ」等の言葉を発する際に、平信徒らは立っていなければならないとするものである。例外は公やツァーリであり、彼らは座っても良いとされている 24 。問 11 では教会財の処分や教会堂の建て替えに際してのありようが示されているが、ここにも特に例外規定はない。問 13 では諸公の娘が非正教国の君主やその一族に嫁ぐことが問題にされている。但し、ここでは禁止ではなく、そうした婚姻が無価値であること、行われる「べきではない」とされており、厳格な禁止とはなっていないことは付言しておこう 25 。問 15 では民間信仰(スラヴ土着の異教)を奉じる者、教会の許可なしで結婚や離婚をする者、自分の妻以外の女性に執着する者、年に一度の聖餐を受けない者といった様々な逸脱行為を行う者が問題にされている 26 。ここにも例外規定はない。最後に問 30 にて、やはり教会の祝福無しで結婚(スラヴ異教的結婚)

が行われていることが問題視されている。「祝福無しでの」結婚式を認める態度はヨアンには微塵もない 27 。このように、信仰に関する問題における措置についても、基本的に厳格な運用を目指していると言える。

最後に第 4 のカテゴリーの事案を見てみよう。このカテゴリーに属すのは異教徒(ここではラテン人、ユダヤ人、或いはムスリム)が絡む案件である。問 19 では、気づかずに異教徒と卓を共にしたり、また不浄のものへ祈りを捧げてしまったケースが扱われている 28 。後述するように、これへの処罰は比較的温和なのであるが、共卓や祈りそのものへの否定的態度については妥協はない。問 22 ではキリスト教徒を異端者やユダヤ人に売却する事例が検討されている。ヨアンはこれについても断固として許容していない 29 。キリスト教を根付かせる努力が行われていた時代であるから、十分に想定出来る判断である。問 28 では自ら商売のために異教徒の地を訪れ、不浄な物を食べたケースである。ヨアンはこうした者をまとめて「略奪者、収賄者、不正な者、贈賄者、金の亡者」と呼び、その行為自体を許容しない 30 。

異教徒に関わる項目であっても、禁止項目ばかりでない。問 26 では、司祭の妻が異教徒のもとで捕囚の辱めを受けたものの、その後帰還してきた場合の受け入れ、そして彼女に聖餐に与る権利があるかについて述べられている。次の問 27 では、やや似たような状況だが、異民族の者に捕らわれたものの、逃げ出すことに成功した者について、捕囚中に棄教をした場合、そうでない場合の対処が記されている。

このように第4カテゴリーの事案についても、予想出来ることであるが、厳格な態度が取られている。

小括しよう。ナザレンコが述べたように、ヨアンは確かにスラヴ土着の異教には譲歩をしなかった。キリスト教を導入して100年が経たない時期に、そうした態度は理解出来る。しかしその態度は、聖職者や修道士の態度、信仰、そして儀式に対する態度においても同じであった。その一方でそれほど厳格な運用を行わなかったのが家庭における問題であった。この方面でヨアンは柔軟な対処をしたと言える。

尚、一部で見られるこうした柔軟な対処は、一般法をルーシという個別環境に適応する際に生じたものと言えるのだろうか。当該の案件そのものは本質的には場所がルーシであるかどうかと無縁である。子の洗礼時の問題、重婚、いとこ婚、浮気と言った問題は、特別ルーシのみで生じていたとは考えにくいからである。ただ、そのことを踏まえた上であれば、第3カテゴリーの問題における柔軟さは、確かに現実にはルーシに適用されたものであるので、適応の結果であると言うことは出来よう。

2 処罰方法における剛と柔

では処罰方法についてはどうであろうか。上述のように、オスペンニコフは犯罪者の矯正と再教育を『回答集』の対処方針の一つの特徴と見なした。この点については、例えば、ヨアンの前任者である府主教ゲオルギー(同じく『回答集』を作成した)と比較して考えれば、そのように言えそうである。例えば、オスペンニコフが挙げるように、ゲオルギーの『回答集』では一旦正教を棄てながらも復帰を願って改悛する者に対し、二年の教会刑とその後の塗油を介しているが、ヨアンの『回答集』では改悛と塗油のみで復帰を認めている。またラテン人との共卓については、ゲオルギーが厳格にこれを戒めるのに対し、ヨアンはこれを条件付きで認めている³¹。但し、本稿の筆者の考

えるところ、第2のケースは処罰方法というよりも処罰の対象行為に関してのヨアンの問題視の程度が緩いというだけである。結局、第1のケースしか、処罰に関するヨアンの柔軟性の論拠となり得ないのだが、その一つだけでヨアンが柔軟だったと言うには論拠が足りないだろう。従って、一点に依拠して柔軟かどうかを問うよりも、上述の「矯正と再教育」説がどの程度の範囲で妥当なのかを考えていきたい。

まずはマカーリーの第1カテゴリー、すなわち信仰の問題について検討しよう。

問1の病気の子に対する洗礼は、上述の通り、そもそも受洗日の柔軟な設定がなされている。従って、違反のケースというものが想定されないのであって、ここでは検討の対象外である。

問7でヨアンは、呪術や魔術の使用が露見した場合、二段階の対処方法を示している。まずは言葉によって論すこと、それが効果を発揮しない場合には、続いて、「厳しく罰する」ことを求めている。尚、この後者の罰については殺害や身体刑を禁じるという但し書きが付けられており、教会罰等が適用されたと考えられる³²。こうした行為についてオスペンニコフは特別の説明なしで、参考のためにアンキュラ会議規則 24(この種の行為に 5 年の懺悔を規定)及び第 6 トゥルリ公会議の規則 61(6 年の教会刑を定める)を挙げているが³³、これを考慮するならば、ヨアンの判断は、当時の一般的教会法の規定に準じたものだったと判断出来よう。

問9は、晩課の特定儀礼時における着席について、平信徒は立ち続けることを定めているが、ここには罰則はない³⁴。基本的には座る者は想定されていないのであろうが、ともあれ、矯正や再教育といった措置は明示されてはいないことは指摘しておく。

問 11 の教会財の処分や教会堂の建て替え時に生じる問題については、その指示に関する違反のケースに対する処罰への言及はそもそも存在しない ³⁵。基本的には聖職者の案件であるから、違反のケースがそもそも想定されていないのだろう。

問 13 で扱われる、非正教国へ正教諸公の娘が嫁ぐことについては、同じ信仰の者同士の婚姻が神や世俗の法で定められていると述べることだけが述べられているが ³⁶、改めて考えれば、この付言がそもそもある種の教戒とも見なしうる。

問 15 では、悪魔信仰等、また教会の許し無しでの婚姻や離婚について扱われており、こうした者は教会から排除されるべきとヨアンは述べる。但し、その際にも「あらゆる方法で咎め、正しい信仰に向かせ」る努力が払われるべきことが前提であると付言されている。加えてその際には、「一度ならず二度、また無数に」罰と説教を課すとされている。それでも矯正の見込みのない者は「教会の外部におかれる」というのである 37。

問 30 で扱われる教会外での婚姻関係の締結は、そうした婚姻を行った者は「放蕩者」であり、 教会罰に付されるとされる³⁸。

このように、多くの場合に確かにヨアンは矯正、再教育を対処法としている。教会刑について言うならば、これは対象者を教会に一定期間、拘禁するものであり、もちろんそこでは「あるべき」 生活を強要されるであろうことを考えると、これも矯正・再教育と同種の対処と言えよう。

第2のカテゴリー、すなわち聖職者や修道士の行為を対象とするケースに移ろう。教会構成員 に対しては妥協なき罰則が想定出来るが、実際にはどうであろうか。

主教の許しなしで、他の主教区の聖職者と共同で聖務を執行することを禁じる問8、共同でなくとも他の主教区での聖務執行を禁じる問18では、後者に関しては特に言及がないものの、前者のケースでは「罪がある」とされており、教会刑等の罰が与えられたものと推定される39。

輔祭への叙階を希望する副輔祭が、本来妻帯が必要であるにもかかわらず、恐らくそれを隠して

叙任を受け、実際には叙任の後に妻帯したというケースを扱う問 10 は、そうした副輔祭を罷免することを定めている 40。

修道士に入るために妻を離縁した者が、その後、司祭になるために別の女性を妻とするケースを扱う問 12 では、これは規則破りであり、司祭となる道は閉ざされるとされる 41 。

再々婚を取り仕切った司祭について述べる問 17 は、再々婚であることを知ろうが知るまいが罷免されるとする 42。

修道院外に出る修道士を戒める問 25 は、この修道士の聖体拝領を停止するよう裁定している 43 。 府主教に反抗する主教について述べる問 31 は、そうした主教を教導するよう定めている 44 。 司祭が絹の服を着ることを禁じる問 33 は、そうした司祭に破門を定めている 45 。

泥酔した司祭について述べる問34もまた厳しく、そうした司祭を追放し、位階を剥奪するとする46。 宴席に参加し、それだけでなく宴席での世俗の遊戯等の開始後もそこに滞在した司祭(問16) と修道士(問24)への処罰については、前者に関して特に記されないものの、後者については、 教会刑に付すとされている47。前者についても恐らく同様の処罰がなされたであろうと想定出来る。 このように、聖職者や修道士に関する全ての条文において、その処罰が設定、或いは設定が想定 される。やはりキリスト教受容後の時期における聖職者や修道士が綱紀粛正のような形で厳格にそ の行為に責任がついて回ったと考えられるのである。

次に家庭に関係するカテゴリーを見ていく。

出産後の「不浄期間(40日)」の間に乳母が見つからず、子が飢え他場合、子に母乳を与えるべきか否かというヤコフの問いに対し、ヨアンはこれを認めている。もちろん、与えなければ子は確実に死ぬので、与えないケースは想定されておらず、それ故罰則への言及もない(問 2)。このケースでは、これは種なしパンを使うカトリック信徒との共卓に対しても同じである(問 4)。ヨアンは、キリスト教の愛のために、必要とあらば共卓を認めているが、必要としない場合の共卓に対しては、罰則を定めていない。というよりも、事実上は、愛の有無にかかわらず、共卓を許しているように思われる。というのも一旦、愛のための共卓を認めつつ、しかしこれを避ける者に対しても、悪意や誤解が生じぬようにせよと述べて、共卓を避ける場合にも慎重に避けるよう但し書きを付けているからである。

以上のような、事実上、違反のケースが「存在しない」ものを除けば、基本的にはヨアンの態度は緩い。問5の聖餐を与らない者に対しては手を尽くして悪を改善し、説教や教えにより正しい教えに引き戻すべし、とある。問6の二人の妻をもつ者についても同様の対応がなされるべきとヨアンは述べている。問7の邪術を行う者についても同様である。言葉や説教により道を示し、悪を回避させるよう指示がなされている。悪を手控えることがそれでも尚出来ない場合、教会罰によって彼を悪から離すことになる。悪魔や沼、井戸の崇拝、さらに教会の許しなく結婚や離婚を行う者、妻を追い出して別の女性と生活する者、年に一度も聖餐を受けない者に対しては、あらゆる方法で咎め、正しい信仰に向かせるよう一度二度、無数の罰と説教を課すべきとされている。それでもダメな場合には教会外部におかれるとする。また問21では、妻がいながら別の女性を得る場合について、聖餐停止とあるものの、しかし「彼らが罪の行為から離れぬ限りは」と保留条件が記されている。教会刑等を含めて、罰が直接示されていないのである。はとこ婚やいとこ婚にふれる問23もややこうした雰囲気を引き継いである。すなわちはとこ婚においては教会刑に付されると手厳しいが、いとこ婚については、別個に別れねばならないが、それに不服であれば破門されると述べられており、即座に処分が行われていない点は興味深い。

最後のカテゴリー、異教徒の捕虜になったケースに付いてみていこう。

問22では自分のキリスト教徒の奴隷を異教徒に売却したケースが扱われている。これに対しては、幾度もの説教と処罰を受けたこの者は追放に値するとされている。条文末尾には、服従しない場合には異教徒や徴税人として扱われるとある。

続く問 26 は異教徒に囚われた司祭の妻が帰還してきた場合の対処である。これは条文の論点は、こうした妻を受け入れない司祭を有罪とするものである。ヨアンはこれについて、大バシレイオスの規則を引用しながら、不可抗力であった場合には彼女に罪はなく、そうした罪なき妻を受け入れない司祭について、これを有罪であると述べているのである。但し、具体的な罰則は記されていない。

問27では異民族のもとから逃げ出した者について、これを受け入れるかどうか、またその受け入れ方が論点となっている。この場合、本人が捕囚時に棄教していたかどうかにより手続きが変わるが、いずれであっても、教会はこの者を受け入れることになっている。受け入れをしない状況が想定されていない。

最後に問28では、自らの意思で異教徒のもとに向かい、不浄なものを食した者、異教徒と不浄を犯した者を問題視しているが、しかしヨアンは「彼らを追放する法はない」と述べている。そしてこの者がルーシに復帰した際にはこれに罰を与えるべきであるが、但し祈りにより清められ、聖餐に預かることは許されるという。

これらの一連の状況は、もちろん、当事者が一時的に異教徒の世界にいたにせよ、その後復帰してきたときの扱いに関するものである。やはり、キリスト教の拡大を目指していたこの時期には、基本的に本人が復帰を望むのであるならこれは、何らかの「処罰」を挟むにせよ、復帰は認められた。

尚、府主教に従わない主教への対処を論じた問31では、そうした主教は「父たちの処罰」により、教え導かれるよう命じられている。また主教区の分割に関する問32は、個人の処罰とは無縁であり、ここでは論じられない。

まとめておこう。矯正・再教育説は、おおよその案件においては妥当である。しかし、聖職者や修道士といった教会人には当てはまらないと言えよう。できる限り追放を避けるというのは、教義や信仰内容からも望ましいことであっただろうが、他方でキリスト教の拡大・普及を目指すなかで、教会外に「出ていく者」を減らし、「入る者」を増やすという現実の願いの中で、当然出てくるであろう方向性であろう。

結びに代えて

このように、『回答集』はビザンツ法をルーシに導入する一局面であり、そこには臨機応変性を含めて、ヨアンの独自の考えが入れ込まれたことが分かる。ただ、概して言えば、俗人の家庭内での問題については柔軟性を以て対応し、聖職者や信仰の根幹に関わる部分では妥協はなかった。処罰については、やはり俗人が過ちを犯した場合には、それを転向させてキリスト教会に取り込む、復帰させる等の矯正・再教育の方針が取られた。しかし、聖職者の逸脱行為については、破門や位階の剥奪など、もちろん身体刑は排除されたものの、厳しい措置がとられたのだった。

さて、ここで考えておくべきことがある。上述のように、11世紀末に成立したこの『回答集』は、ルーシの教会法文集である『コルムチャヤ・クニーガ』(『舵の書』)に入った最初(或いは最初期)のルーシの教会法文献であった。その次に古いルーシ起源の教会法文献は有名な『キリクの質問状』(12世紀中頃)である。この『質問状』もまた、検討の余地があるものの、その柔軟な回答により

知られる。ところがこれら『回答集』や『質問状』と異なり、1058年の段階で、ノヴゴロド主教ルカ・ジジャタが自分を誹謗した自分の奴隷に身体刑を加えたことがあった。となると、本稿筆者には、11世紀半ばの、まだビザンツ(及び、厳密には南スラヴも)起源の教会法のみがルーシに存在していた時期の身体刑の実施と、11世紀後半の府主教ヨアンの『回答書』の出現以降の身体刑の排除とがコントラストをなしているように思われるのである。そしてヨアンの『回答集』以降のルーシの土着の教会法が身体刑を排除し、また俗人については臨機応変の教会法の適用が行われたとするならば、そしてヨアンの『回答集』がコルムチャヤ・クニーガでルーシ各地で知られるようになったことも考慮するならば、『回答集』はルーシの教会法史、刑罰史上の分水嶺であったと言えるのかも知れないのである。ただ、その検証は今後の課題である。

* * *

ヨアンの『回答集』試訳

テクストは RIB. t. 6. . 1-20. より。国立歴史博物館チュードフ写本 4番 (14 世紀の羊皮紙写本) から 48。

キリストの預言者と呼ばれ、修道士ヤコフのために聖なる書物から教会の規則を集めて短くまとめて記したルーシの府主教ヨアン [の規則]

問 1

あなたは(私に)問うた。もし新生児に病が生じたため、母親(の乳)を受け付けず、母乳を与えることができないなら、この子を洗礼すべきか、と。私は答えた。— 聖なる父たちは、健康な者には3歳、或いはそれ以上まで(洗礼を)待つよう命じている。その年齢に至るまでに突然、死によって(命が)奪われるなら、それ以下の時間で(洗礼が)得られるよう命じる。病気がひどく重いなら、8日以内に(洗礼を授ける)よう命じる。それ以上はよろしくない。この子に突然の死が見込まれるなら、(赤子に洗礼が)施されずに死んでしまわぬよう、その日でもその時でもこの病気の子供に洗礼を施すべきである。

問 2

母親が不浄である 40 日の間、他の乳母が見つからず、食事がなくて赤子が死にかけるなら、母親は自分の子に母乳を与えるに相応しいかとあなたは(私に)問うた。 — 多くの節制により死なせるよりも元気づける方が良い。

問 3

犬や獣、鷲、他の鳥などに捕獲され、死んでしまって、人によって殺されたのでない動物は、神に仕える父たちが命じたように、食べるべきでない。その地の慣習よりも、法に従いなさい。獣が食べたもの(食物)についても同様に配慮しなさい。

問 4

種なしパンを使って礼拝に参加する人々、灰の水曜日に血を流して、また絞殺された動物の肉を食べる人々と交流したり、ともに礼拝を行ったりすべきでない。しかし彼らと食事を取ることは、

キリストの愛のために必要が生じた場合には、禁じられるべきでない。但しもし誰かが純潔や肉体的な弱さを理由としてこれ(一緒に食事を取ること)を避けようとするなら、彼をそうさせなさい。しかし逆にこうしたことを理由にして誘惑に陥らぬよう、またこのことから悪意や誤解を生じさせぬよう気をつけなさい。大きい悪よりも小さい悪を好む方が良い。

問 5

あなたが言ったように、ルーシの地の諸地方において聖餐に与らない者、大斎戒時に肉や不浄なるものを食す者には、手を尽くして悪を改善し禁じるべきであり、また説教や教えにより正しい教えに引き戻すべきである。(その者が)キリスト教徒ではないなら水に浸けること(洗礼)により、また斎により、こうした悪はなくなり、正しい信仰に近づけるのである。このようにしながらも、(正しい信仰に)近づかない時には、その者に聖なる聖餐を与えない。(その者を)本当の異民族や我らの信仰の敵と見なす。(その者は、神の意志によってではなく)自分の意思に沿って歩むのである。

問 6

恥を知らずに、恥ることなく、二人の妻を持つ者がいるが、彼らにも(前条と)同様に振る舞いなさい。これは我らの信仰、ギリシャの正しい信仰の生活に反している。

(注釈) オスペンニコフの指摘するところであるが、第六全地公会の規則 87 では、1 年が嘆くために、2 年が書物の読書に耳を傾けるために、3 年が叩頭するためにあり、第 7 年目に聖餐が与えられるとされているという 49 。

問 7

邪術や呪術を行う者には男女の区別なく、言葉や説教により(正しい道を)示し、悪を回避させる。 彼が悪を手控えられない場合、悪から離れるよう厳しく罰せられる。しかし、殺害したり、肉体を 傷つけてはならない。これは教会の説教や教えはこれ(殺害や身体刑を)受け入れないからである。

(注釈) オスペンニコフによると、アンキラ地方会議規則 24 は、こうした行為に 5 年の懺悔という罰を定めている(3 年の教戒と 2 年の聖餐授与無しでの祈り)。第六トゥリロフ会議規則 61 は 6 年の教会刑を定めている。公の教会規定ではこの禁止条項は同じく定められているが、それに続く処罰は定められていない 50 。

問 8

キリストの愛に基づいて、また他の権力を有す高位聖職者の慰めにより、或いは文書による彼の 戒めや命令によるならば、聖務や共同聖務を行うことは禁じられない。そればかりか、各々が自分 のあるべきあり方から外れることが命じられる。自分の高位聖職者の許しなしで、(自分の管区) 外で集団で何かをなす者がいた場合、(その、)自分の意思で恥を知らずにその地の高位聖職者の命 令なしでこれをなした者に罪がある。

(注釈) オスペンニコフによると、第六全地公会議の17条は、別の主教たちの諸教会で落ち着いた司祭たちは自分の主教に不服従になるという理由で、「司祭の誰もがいかなる位階であれ、誰だ

ろうと、自分の主教から自由文書をもらわずには権利を持たず、他の教会に定められはしない」と定めた。更にこの禁止措置の遵守のために、聖職者とそれを受け入れた主教には位階の剥奪が定められた 51 。

問 9

「主よ復活せよ」や「あらゆる息吹」、「ハレルヤ」や教会の晩課のプロキムで、司祭や高位聖職者は座り、ベレツや平信徒は座らない。公やツァーリは(座る)が。

(注釈)「ベレツ」には教区聖職者説と教区民説がある52。

問 10

副輔祭において、続く(上位の位階)へ準備する者は、結婚するまではどうやっても任命されることはない。任命の後に妻を得る者は自分の位階を失う。以前に行われた事例(副輔祭の上位位階への叙任)は、汝が望むなら、検証後に判断しなさい。

(注釈) 正教会では、司祭には妻帯が義務づけられた。以前に生じたケースへの言及は、こうした ことが多発していたことを推測させる。

問 11

木造の聖なる食堂があり、清き十字架、イコンがあるとき、古いものがあれば直し、投げ捨ててはならない。もし本当に古いなら、どのような物であれ聖人たちの姿が書き込まれている神のイコンは、人や動物が汚らわしく不浄な形で(物を)棄てていないような、囲われた場所に、あらゆる保管物とともに埋められる。できることなら、この神の清きものを蔑ろにしないように、それらを保持し、直すのが良い。他のものよりも敬意を示すのが良い。汝が言うように、木造の教会が朽ちた場合、この場所に他のものを建ててはならない。そこには機密(秘蹟)が行われた至聖所がある。聖なるものや清きものとして、囲われて触れることのできない形で保管される。これは、(そうした保管された)聖なる品を(人々が)どうやっても入手出来ず、また聖なるものが不浄になることを拒絶するためである。

問 12

修道生活のために妻のもとを離れた男たちがあり、もしも彼から距離を置かれた妻が他の者と結婚をした場合、彼が司祭職に就くことは禁じられない。彼は何も罪を犯していないからである。しかしこの者(修道者)が(妻を新たに)取るなら、もし彼に司祭職を欲する考えがあっても司祭職はこの者には禁じられる。

問 13

敬虔なる公の娘が、種なしパンで聖体礼儀を行う国に、また不浄な物を食すことを避けない別の国に嫁ぐことは大そうよろしくないことであり、自分の子にそうした結婚をなすべきでない。これは正教徒にとって極度に無価値で適さない者である。神の規則と平和の法は同じ信仰の敬虔さを得るよう命じている。

問 14

聖務を行う司祭が非常に寒い冬に、食用獣かそうでないかにかかわらず、その獣の皮から出来た 暖かな内着を着ることは、ギリシアでもルーシでも、寒さ故に禁じられることはない。

問 15

悪魔、沼、井戸に捧げ物を行う者、(教会の) 祝福なしで結婚する者、離婚する者、自分の妻を追い出して(他の女に)密着する者、自分の告解聖職者からであろうがなかろうが、年に一度も聖餐を受けない者。これら全ては我らの信仰の外部にある者たちであり、教会から排除される。

あらゆる方法でとがめ、正しい信仰に向けることを努力し、彼らに一度ならず、二度、無数に、 真実を知って理解し、良きことを習得するまで罰と説教を課す。服従出来ず、自分の悪から離れる ことの出来ぬ者は、教会の外部に置かれる。我らの戒律のもとで(生活する)に値せず、聖餐も授 からない。

(注釈) オスペンニコフによると、アンティオキア会議の第二条は聖餐を避ける者は教会から追放するよう指示し、ラオデキヤ会議規則35も偶像への勤めに同じ罰を定め、聖使徒規則(9条)も聖餐拒否について、教会からの追放を定めているという53。

問 16

世俗の宴に参加した者について、聖なる父たちは司祭の位階(にある者)に次のように命じている。祝福(許可)があれば、また控えめになら、出された物を受け入れることが出来ると。(しかし)この者が遊興、橇遊び、演奏付きの遊びに入ろうとして立ち上がるなら、父たちの命令に従い、見た目でも聞こえる限りにおいても感覚を不浄にせぬよう務めねばならない。誘惑や穏当でない敵意が大きいと思われるなら、そうした宴には参加せず、またそのときには去る。

問 17

第三の妻を得て、これを(三番目の妻であることを)知ろうが知るまいが、司祭が祝福した。(司祭は)罷免される。

(注釈) オスペンニコフは、この内容とビザンツにおけるカノン法(4度目の結婚には厳しく、女帝イレーネ時代に三度目の結婚も禁じられたという)とを比較した。また、後のロシアにおいても効力を持ったことを論じた。彼によると、府主教ピョートル、キプリアン、フォーチーといった歴代の府主教が4度目の結婚を違法とした。但し、ヨアンの回答で扱われているのはこれを取り仕切った司祭の処分であるので、直接上記の議論に関わりはない⁵⁴。

問 18

聖なる父たちは、他の権力(主教区)に属すあらゆる聖務執行者は、自分の主教の命令なしで(この主教区で)聖務を行うことを禁じている。(聖務執行者は)この(自分の主教の)命令により、聖務を行う。

問 19

知らずに異教徒と食を共にし、不浄なものに祈っただけなら、(その者は教会への再度の)受け入れに値する。

(注釈) オスペンニコフは本問と問 28 (人が故意に「異教徒」との交わりにより不浄に進んだ場合) を対比させている 55 。 これはヨアン 2 世により非常に激しい表現で断罪されている。

問 20

洗礼を受けた子の母親が病にかかり、斎戒を守ることが出来ない時、父はその身を惜しんではならない。母親が斎戒で動けなくなったり、また命を滅ぼしたりしないように。

(注釈) 病気で動けない母親に代わり、父親がこの斎戒について手配をせねばならなかった。

問 21

自分の妻を残したまま他の女性を得たり、また妻も同様のことを行う場合、これらの者をどのような教会罰に付すべきか。聖バシレイオスの規則9条によると、最後に次のように言われている。夫が妻を解放し、妻が別の男のところに行くなら、その者は姦淫者である。なぜなら姦淫を行い、他の男を自分のもとに呼び寄せたからだ、と。このあってはならぬ結びつきを彼らが続ける限り、彼らに聖餐を授けてはならない。同じ規則の18条によると、その真ん中で次のように言われている。「他人の妻と一緒にいる場合にこれを姦淫と呼ぶ。聖餐を授けない。彼らが罪の行為から離れぬ限りは」と。

問 22

あなたは問うた。奴隷(チェリャジ)を購入し、(奴隷と)祈りを共にし、またその者たち(奴隷)と食事をした者たちについて。その後、彼らは異教徒にその奴隷を売った。こうした者たちはどのように教会罰を受け入れるべきか、と。法では次のように言われている。キリスト教徒をユダヤ人、異端者に売ってはならないと。ユダヤ人に売った者は無法者であり、立法者ばかりでなく神に対しても、突き刺されて穴があくのである。サッピラとアナニヤの姿に注意し、理解しなさい。彼らは最上位の使徒であるペテロに自分の価格を約束し、神に捧げることも(約束した)。しかし僅かな部分を自分のために取っておき、神に捧げる約束をした一部を盗み、死を以て裁かれた。神の徴と祈りを知りつつ奴隷を購入した商人も(同じである)。あなたは「(当該の商人らは) 徴を付け、祈った」と言った。そして(彼らは)同じく異教徒に売却し、堂々とした罪が神に露わにされ、(彼らは)破門に付され、自分のために異なることをなし、そのようにして彼ら二人(サッピラら)と等しく罪を犯していると見なされるのである。彼らは我らの信仰を追いやり、多くの者を信仰から不信心に連れていった。彼らはこの悪しき行いから幾度もの説教と処罰によって追放されるに値する。もし服従しないなら、異教徒や徴税人として扱う。

問 23

男がはとこの女性を娶るなら、外部の法が命じるにせよ、彼らは教会刑に付される。こうするこ

とが教会と信徒に有益である。いとこで一緒になるなら、別個に別れねばならないが、それに不服であるなら完全に追放される。同じく福なる総主教シシニオスの教会会議の巻物文書は次のように考えをまとめて命じている。二人の兄弟は二人の兄弟の子(いとこにあたる娘)を娶るってはならない。この規定を犯した者は完全に追放される。

問 24

宴で修道士と教区民が女性たちと挨拶を交わしてから飲むことについて、第二二ケーア会議規則22において、神に仕える父たちにより命じられている。修道士や司祭は他の神を恐れる清き人々と一緒に、時には女性も一緒に昼食を取る(ことが出来る)と。但しこれは霊的な完徳のための集まりの場合である。近しい人との(食事)も同じである。道中、進んでいる時に、必要なものが生じたなら、宿屋での共卓は禁じられず、また一緒に家に入ることも禁じられない。また妻や子を持つ教区民と一緒に食事を取ることも禁じられない。但し、遊興や悪魔じみた歌、卑猥な遊戯が始まるなら話は別である。その場合には教会罰に付される。汝の配慮により、また様子を見て、それぞれ個別に行われる。

問 25

修道院外にいる修道士に向けては、カルケドンにおいて聖なる父たちが集まった第4会議があらゆる禁止を導入し、聖餐を受けさせないという教会罰に付している。

(注釈) ここで念頭に置かれているのは、オスペンニコフによると、カルケドン会議規則 4 である 56

問 26

司祭の妻たちが捕虜として捕らわれ、その後彼らのところに戻ってきた。その場合、異教徒により辱められたという理由で、同様にその夫により受け入れられ、聖餐に与り、保持は拒絶されないのか。聖バシレイオスの規則 49条で知られるのは次のことである。「無理矢理の場合には罪はない」と。またパレヤの第二の律法(申命記)は次のように書いている。「もし男が野で無理矢理誰か(女)と寝て、(相手の女が)立ち上がって叫びつつも、この災厄から逃げることが出来なかったなら、(彼女は)肉体的には乙女である。抵抗して、叫んだのだから」と。もし彼女に罪がなく、従って純潔であるなら、異教徒の辱められた者をどうして不浄だと言えるだろうか。夫が清き(妻)を追い出したのなら、どうして(自分は)姦淫者と見なされず、その一方で追放により自分の(妻を)姦淫者とすることが出来ようか。私が思うところでは、捕囚から戻った妻を(司祭は)罪(人)として受け入れない方がよい。

問 27

異民族の者により捕らわれた後にその手から逃げるか、或いは捕虜になった時に正教を棄教をしたことが明らかになるなら、この者に塗油を行う。もし拒否をした(棄教しなかった)なら、彼に 祈る(だけでよい)。

(注釈) 返答は異教徒に捕らわれた正教徒の清めの問題の調整に捧げられている。そしてそれに応じて、そこで不浄を被ったものの清めの問題の調整に捧げられている。もし捕囚から戻った者が彼

が捕囚時に正教から離れたと認められるなら、彼を逆に塗油を経由して教会の懐に受け入れるべき である。もし捕囚から戻った者が自分の信仰を拒絶しなかったなら、清めのためには彼に祈りを捧 げるだけで十分である。

問 28

自分の意思で商売のために異教徒のところに行き、不浄なものを食べるなら、これらの者を略奪者、収賄者、不正な者、贈賄者、金の亡者と認める。(但し)教会から追放する規則はない。それがもし財産、獣姦のために異教徒と滞在や行為で不浄を犯すという大罪を犯したとしても、である。しかし祈りだけでその者は清められるばかりか、良い聖餐を授かる。しかし罰を彼らに与えるべきであり、福音書の「ああ、私の名はあなたのせいで諸民族において侮られている」という言葉を吹き込むべきである。

問 29

修道院においてしばしば宴が開かれている。そして男女が一緒に招かれている。この宴会では誰が最も宴を作っているかについて互いに競い合う。この熱意は神についてではなく、この熱意は悪魔から生じているものである。(この熱意は)悪魔の惑わしであり、慈愛と霊的な慰めの形でやってきた者たちにまやかしを見せ、また破滅をもたらすのだ。主教はこうした人々を全力で保護し、悪しき大酒と同じく、天国が失われることを、そして他の悪の大酒と同じく不摂生、不浄、売春、非難、悪罵が続くことを教えねばならない。この者たちが悪行や肉体的な病気にかからぬように。教会の法は教会において、単純な親愛に基づくあらゆる上述のことが行われることを禁じている。神の法は教会において大酒を飲んだり、聖なる修道院のある場所を蔑ろにすることを禁じている。一体どうして、こうした規則に従って、彼らがそのようにすることや修道士や修道女が彼らとともに飲んで破滅することが禁じられないのか。彼らは貧しさを愛し、修道士に愛を向けるという善行を行い、賄賂も取らない人々ではあるのだが。

(注釈) オスペンニコフによると、ここでヨアンが挙げている法というのは、第六全地公会議規則 74 のそれがある。「神に捧げられた諸所で、或いは教会でいわゆる兄弟愛の食卓を行うべきでない。教会堂で食べるべきでなく、寝床をつくるべきでない。大胆にこれらを行った者は、放棄されるか、破門される」と 57 。

問 30

平民の間で祝福や(教会の)結婚がなく、ボヤーレと公だけが式を挙げていることについて、あなたは私に問うた。平民は、身分の低き者が妻を取り、踊りや音楽遊び、手を叩いている。我らはあらゆる言葉により知恵を与える。通常の法は平民と無知な者に向けて会合を開く。神の教会と祝福なしで婚姻をなす者は、秘密略奪婚と呼ばれる。すなわちそのようになす者は放蕩者として教会罰に付される。

(注釈)キリスト教導入後も、それまでの土着の異教的結婚形態は根強く残っていた。

問 31

自分の府主教の言に耳を傾けない主教たちは彼により会議に集めるために呼び出される。この、 悪をなした者を父の処罰により教え導かねばならない。

問 32

その地方において、多くの人々や町が多くなるなら、主教区を区分する。それについての志向や 配慮がなされることは我らは良いことに思われる。但し慎重であるように。それでも尚、ルーシの 第一の座を占める者やこの国の会議が望むなら禁じられることはない。

(注釈) この時期は、各地に主教区が設定された時期であり、当時、これが議論になっていたことが理解出来る。但し、修道士ヤコフの質問としてはやや縁遠い話であり、こうした点から、ナザレンコのような、『回答集』の性格についての意見が出ることになった。オスペンニコフによると、第4全地公会議の規則12は新府主教区の創設という主教たちの志向を断罪し、そうした主教たちの位階の剥奪を検討したとする。しかし、今回のケースとはやや状況が異なるように思われる。ヨアンは、信徒数の増加に伴っての新主教区の新設は認めている58。

問 33

様々な、また絹の祭服を着用する司祭は神が破門するに相応することを、聖なる父たちは第六会議で(定めた)。そうした全ての者は町では1人の聖職者もいないよう、また道中では不相応の祭服を着用して歩かぬよう(定めた)。そうした祭服を着用する者は破門される。黒衣が相応しいが、もし持ち合わせがないなら白衣が相応しい。もし違反する者があれば、一週間、教会刑に付される。

(注釈) 言及されているのは第六全地公会議の規則 27 である 59。

間 34

司祭が酔い潰れるまで飲んだ。使徒(使徒の規則)は、飲み助、怒る者、喧嘩好きは司祭の位に招き入れられることはないと言っている。司祭に任じられているある者たちがとことん飲むなら、破門される。主の法に従い、飲酒を理由に破門される。飲酒で(位階が)剥奪されない場合、彼を追放する。

注

- ¹ 現在の研究では、『回答集』はまずギリシア語で書かれ、それを府主教本人の手でか、或いは翻訳者を通じて 古ルーシ語版が成立したとされる。その際の翻訳精度の悪い点が、研究を困難なものにしていると言って良い。
- ² コルムチャヤに入らずに伝来した古ルーシ語の教会法も存在する。例えば、後述する府主教ゲオルギー(ヨアンの前任府主教)の『回答集』がある。
- ³ 代表的研究だけ挙げておく。Shchapov Ia. N. *Vizantiiskoe i iuzhnoslavianskoe pravovoe nasledie na Rusi v XI-XIII vv.* M., 1978, S. 173-179.
- 4 『回答集』では、冒頭に著者の名が挙がっている(「キリストの預言者と呼ばれ、修道士ヤコフのために聖なる書物から教会の規則を集めて短くまとめて記したルーシの府主教ヨアン〔の規則〕」)。しかし、これが曖昧であるため、著者の同定が問題になってきた。

この問題について初めて論じたのは『回答集』を収録した『ロシアの記念碑』(1815年)の匿名の解説者

である。彼はまず、古ルーシの時期に 4 名の府主教ヨアン(11-12 世紀にかけて)がいたこと、その中で、ラヴレンチー年代記でその読み書きおよび知識の深さが高く評価されるヨアン 2 世が条件的に合致する点が多いことを指摘した(「イオアンネス(1 世 [本稿で言うところの 2 世 … 筆者註])は聖書と学問にすぐれた人物であり、貧しい人や寡婦に対して慈悲深く、またすべての金持ちや貧しい人に対してはやさしく、また恭順であり、柔和で無口であったが、嘆く者を聖書によって慰めるときには雄弁であった。このような人はかつてルシにはいなかったし、彼の後にもこのような人はいないだろう」)(『ロシア原初年代記』(訳者代表、國本哲男、山口巌、中条直樹)名古屋大学出版会、1987 年、230-231 頁。)が、その一方で本回答集の文体が 11-12 世紀よりも古い時期のものであることを指摘して、その判断に基づき、著者が誰であるかについては結論を下さずに検討を終えた(Russkie dostopamiatnosti, izdavaemye Obshchestvom istorii i drevnostei rossiiskikh. ch. 1. M., 1815, S. 86-89.)。とは言え、回答の宛先人である修道士ヤコフと同名の修道士が 1074 年にキエフ・ペチェルスキー修道院の院長に任じられていることに鑑み、「第二のヨアンに時代的に近い」と述べている(Russkie dostopamiatnosti, S. 88.)。

教会史家マカーリーは『ロシア教会史』(1857年) において、難解な回答集の内容を詳細に紹介したものの、著者ヨアンの同定はしなかった (*Makarii, Istoriia russkoi tserkvi*. t. 2. SPb. 1889.)。

ヨアン2世が著者であると初めて明言したのは恐らくネヴォーリンである。1853年の「府主教ヨアン2世について」において、基本的には年代記の記述に基づき、他のヨアンが著者である可能性を切り捨てた。また傍証のような形で、やはり著者の同定がされていなかった「府主教ヨアンのローマ大司教クレメンス宛書簡」の著者が同じくヨアン2世であることを論じ、書簡執筆の背景としての神学的知識の豊富さが本回答集と同じであることを指摘しながら、回答集の著者もヨアンしかいないと述べている(Nevolin. O mitropolite Ioanne II. Sbornik otdeleniia russkogo iazyka i slovesnosti. 1853-2, S. 637-638, 642-643.)。基本的にはこれ以降、著者がヨアン2世であることは疑われていない。

- ⁵ Makarii, *Istoriia*, S. 246.
- ⁶ Nazarenko A. V. Ioann II. *Pravoslavnaia entsiklopediia*. t. 23. M., 2010, S. 471-475.
- ⁷ Pamiatniki prava drevnei rusi (PPDR). t. 1. M., 2013, S. 489-503.
- ⁸ Ospennikov Iu. V. (red.) Sistema istochnikov russkogo prava X-XVIII vv. Samara. 2014, S. 197-201.
- ⁹ 本稿ではマカーリーの4区分は是とするものの、各間の分類がやや的確でないとの考えから、若干の問いを 別カテゴリーに移している。
- ¹⁰ Russkaia istoricheskaia biblioteka(RIB). t. 6. SPb. 1880, stlb. 1-2.
- ¹¹ RIB. t. 6., stlb. 2-3.
- ¹² RIB. t. 6., stlb. 3.
- ¹³ RIB. t. 6., stlb. 9.
- ¹⁴ RIB. t. 6., stlb. 5.
- ¹⁵ RIB. t. 6., stlb. 8-9.
- ¹⁶ RIB. t. 6., stlb. 20.
- ¹⁷ RIB. t. 6., stlb. 13.
- ¹⁸ RIB. t. 6., stlb. 6-7.
- ¹⁹ RIB. t. 6., stlb. 14.
- ²⁰ RIB. t. 6., stlb. 16-17.
- ²¹ RIB. t. 6., stlb. 7.
- ²² RIB. t. 6., stlb. 19-20.
- 23 RIB. t. 6., stlb. 4.
- ²⁴ RIB. t. 6., stlb. 5.
- ²⁵ RIB. t. 6., stlb. 7.
- ²⁶ RIB. t. 6., stlb. 7-8.
- ²⁷ RIB. t. 6., stlb. 18.
- ²⁸ RIB. t. 6., stlb. 9.

- ²⁹ RIB. t. 6., stlb. 10-12.
- ³⁰ RIB. t. 6., stlb. 15-16.
- ³¹ Ospennikov, Sistema istochnikov, S. 199.
- ³² RIB. t. 6., stlb. 4.
- ³³ PPDR, S. 496-497.
- ³⁴ RIB. t. 6., stlb. 5.
- ³⁵ RIB. t. 6., stlb. 5-6.
- ³⁶ RIB. t. 6., stlb. 7.
- ³⁷ RIB. t. 6., stlb. 7-8.
- ³⁸ RIB. t. 6., stlb. 18.
- ³⁹ RIB. t. 6., stlb. 4-5, 9.
- ⁴⁰ RIB. t. 6., stlb. 5.
- ⁴¹ RIB. t. 6., stlb. 6-7.
- ⁴² RIB. t. 6., stlb. 9.
- ⁴³ RIB. t. 6., stlb. 14.
- ⁴⁴ RIB. t. 6., stlb. 18.
- ⁴⁵ RIB. t. 6., stlb. 19-20.
- ⁴⁶ RIB. t. 6., stlb. 20.
- ⁴⁷ RIB. t. 6., stlb. 8-9, 13-14.
- 48 研究史上で論じられているように、このテクストは元々はギリシア語で執筆されたものであり、これがヨアン本人か翻訳者の手により古ルーシ語に翻訳された。しかし翻訳者は翻訳作業にやや難があり、古ルーシ語としては意味の通じない部分の多いテクストが残った。それ故、マカーリーは概要の紹介に重きを置いた意訳を行い、その後、訳は存在しない。本稿では、やや無理を重ねながら、できるだけ古ルーシ語のテクストに依拠して翻訳を行った。それ故、伝来するギリシア語の原典と異なる部分については、古ルーシ語に沿った訳を行った。
- ⁴⁹ PPDR. S. 497.
- ⁵⁰ PPDR. S. 497.
- ⁵¹ PPDR. S. 497.
- ⁵² PPDR. S. 497.
- ⁵³ PPDR. S. 498.
- ⁵⁴ PPDR. S. 499.
- ⁵⁵ PPDR. S. 499-500.
- ⁵⁶ PPDR. S. 501.
- ⁵⁷ PPDR. S. 502.
- ⁵⁸ PPDR. S. 503.
- ⁵⁹ PPDR. S. 503.